



内閣府

プレスリリース

ＪＡＳ法¹の規定に基づく品質表示基準の改正に係る答申について (玄米及び精米品質表示基準)

平成23年6月2日
内閣府消費者委員会事務局

平成23年1月24日付けで内閣総理大臣から諮問のあった、玄米及び精米品質表示基準の改正については消費者委員会食品表示部会で審議を行い、平成23年5月16日の第9回食品表示部会で結論が得られたことを受け、本日付けで消費者委員会委員長より内閣総理大臣あてに答申を行った。

1. 上記諮問に関して行われた第9回食品表示部会までにおける審議内容は以下の通り。

玄米及び精米品質表示基準の改正

- ・ 諮問された改正案のうち、第4条（表示の方法）に関する改正内容のうち、産地について証明を受けていない原料玄米について産地の表示をするにあたっては、当該産地の次に括弧を付して「未証明」と記載することを義務付けると改正することについては、表示の方法を見直し、別添のとおり、「産地未検査」と記載することを義務付ける内容に改正することが適当であるとされた。

2. 第9回食品表示部会において結論が得られた上記の品質表示基準の改正については、本日、消費者委員会委員長から以下を内容とする答申が行われた。

玄米及び精米品質表示基準の改正

- ・ 諮問された改正案について、別添資料1のとおり改正することが適当である。

別添資料1：玄米及び精米品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第515号）一部改正（案）新旧対照表

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当：森繁・山田

電 話：03 - 3507 - 8855

F A X：03 - 3507 - 9989

¹ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）

玄米及び精米品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第515号）一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（表示の方法）</p> <p>第4条 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規定するところによらなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 原料玄米 原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ イの場合においては、イの規定による「国内産 割」又は「 産 割」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の3つの表示項目 <u>について、証明の内容に基づき、それぞれに対応する原料玄米の使用割合と併せて記載することができる。ただし、産地について証明を受けていない原料玄米の産地については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第4条に基づき伝達される産地を記載することができるものとする。</u></p> <p>なお、この場合において、次の各号に掲げる場合にあってはそれぞれ当該各号の定めるところにより記載すること。</p> <p>(ア) 複数の原料玄米について表示する場合にあっては、当該原料玄米の使用割合の多い順に記載すること。</p> <p>(イ) 複数の原料玄米について表示することができる場合にあっては、当該複数の原料玄米の一部の原料玄米についてのみ表示することができる。</p> <p>(ウ) 産地、品種及び産年の3つの表示項目の一部を表示する場合にあっては、表示するすべての原料玄米について表示項目をそろえて記載すること。</p> <p><u>(I) 産地の表示をする場合にあっては、アに規定するところにより記載し、産地について証明を受けていない原料玄米について産地の表示をする場合にあっては、当該産地の次に括弧を付して「産地未検査」と記載すること。</u></p> <p>エ（略）</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（表示禁止事項）</p> <p>第5条 生鮮食品品質表示基準第6条第1号及び第3号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(4)及び(5)に掲げる事項については、前条に規定するところにより表示する場合を除く。</p> <p>(1)（略）</p> <p>（削る。）</p> <p><u>(2)～(5)（略）</u></p>	<p>（表示の方法）</p> <p>第4条 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規定するところによらなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 原料玄米 原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ イの場合において <u>原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたもの（以下「証明米」という。）が含まれている場合にあっては、当該証明米についてイの規定による「国内産 割」又は「 産 割」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部をそれぞれに対応する使用割合と併せて記載することができる。</u> なお、この場合において <u>産地はアに規定するところにより記載し、</u> 次の各号に掲げる場合にあってはそれぞれ当該各号の定めるところにより記載すること。</p> <p>(ア) 複数の証明米について表示する場合にあっては、当該証明米の使用割合の多い順に記載すること。</p> <p>(イ) 複数の証明米を混合して用いた場合にあっては、当該複数の証明米のうち一部の証明米のみについて表示することができる。</p> <p>(ウ) 産地、品種及び産年の3つの表示項目の一部を表示する場合にあっては、表示するすべての証明米について表示項目をそろえて記載すること。</p> <p>エ（略）</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（表示禁止事項）</p> <p>第5条 生鮮食品品質表示基準第6条第1号及び第3号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(5)及び(6)に掲げる事項については、前条に規定するところにより表示する場合を除く。</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2) 原料玄米が国産品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表す用語、原料玄米が輸入品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について一般に知られている地名を表す用語</u></p> <p><u>(3)～(6)（略）</u></p>